

\\ 創業のための資金を矢吹町が支援します //

矢吹町創業支援金

対象経費の **1/2** に相当する額を助成

※助成額に 1,000 円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額

助成額の上限 **20** 万円

40才以下の方または女性の創業者 → 上限 **30** 万円

● 対象となる方 ※以下全てに該当する方が対象です

- 町内に主たる事業所を設置する者
- 支援金の交付申請年度内に創業する者又は支援金の交付申請時において創業の日から 1 年未満の者
- 矢吹町創業支援事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けている者若しくは東北経済産業局福島県よろず支援拠点の支援を受けている者
- 町及び他の自治体に対して納税義務のある税、料金を滞納していない者
- 過去にこの要綱に基づく支援金の交付を受けていない者
- 矢吹町商工会に加入する者

ただし次の項目に該当する場合は支援対象になりません

- フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行おうとする者。
- 仮設又は臨時的な事業を営み、又は営もうとする者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団と密接な関わりを有する者又は同条第 6 号に規定する暴力団である者。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により、許可又は届出を要する事業を営もうとする者
- 特定の政党、宗教又は政治的信条を支持する事業又は特定の思想、主義、主張の普及宣伝活動を目的とした事業を営むために創業する者
- 裏面に掲げる事業を営むために創設する者
- その他町長が適切でないとする事業を営む者

支援対象外とする業種（日本標準産業分類に準拠）

農業（農産物の加工を製造・販売する場合を除く）、林業
金融業、保険業（保険媒介代理業および保険サービス業を除く）
学術研究、専門・技術サービス業のうち興新所
娯楽業
医療、福祉
政治、経済・文化団体

● 対象となる経費 **汎用性が高く、使用目的が特定出来ないものを除く**

- 1件10万円以上の設備費・備品購入費
- 1件5万円以上の広告宣伝費

